

第8 屋外消火栓設備

- 1 水源
第1屋内消火栓設備1に準ずること。
- 2 加圧送水装置
第1屋内消火栓設備2（（3）を除く。）に準ずるほか、屋外消火栓設備専用の加圧送水装置とすること。ただし、ポンプを用いる加圧送水装置であって、屋内消火栓設備等（泡消火設備を除く。）を同時に使用した場合に、屋外消火栓設備の性能に支障が生じないように第1屋内消火栓設備2（3）のとおり設置した場合は屋内消火栓設備のポンプと兼用することができるものとする。
- 3 呼水装置
第1屋内消火栓設備3に準ずること。
- 4 配管
第1屋内消火栓設備4（（1）、（7）及び（8）を除く。）に準ずるほか、次によること。
 - （1）配管の口径は、65A以上とすること。
 - （2）管の地中埋設する深さは、一般敷地では450 mm以上、車両通路では750 mm以上、重車両通路では1,000 mm以上とすること。
 - （3）加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨を表示すること。
- 5 放水圧力
ノズルの先端で放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、第1屋内消火栓設備5（4）に準じて減圧弁を設けること。
- 6 起動装置
第1屋内消火栓設備6に準ずること。
- 7 表示
加圧送水装置等を設置した場所には、第1屋内消火栓設備2（7）に準じて表示を設けること。
- 8 屋外消火栓箱
 - （1）設置場所は、原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、1階及び2階の内部に有効に放水できる位置に設置すること。
 - （2）屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物に屋外消火栓を設置した場合で、防火対象物の1階及び2階の内部で中央部等防護できない部分を生ずる場合には、屋内消火栓設備を設置するか、屋外消火栓箱を建物内に増設すること。
 - （3）令第19条第3項第1号の「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれにかわる柱等の部分（地上1m程度）をいう。